

平成 30 年 司法試験合格体験報告会



日時：平成 30 年 9 月 21 日（金）14:00～17:00

場所：豊中総合学館 4 階 401 講義室

大阪大学大学院高等司法研究科

1 自己紹介

(1) 経歴

平成 25 年 3 月 関西学院大学法学部法律学科卒業
平成 25 年 4 月 大阪大学高等司法研究科（既習）入学
平成 28 年 9 月 大阪大学高等司法研究科卒業
平成 29 年 9 月 司法試験不合格

(2) 司法試験成績

1 回目 短答 119 点（2608 位）
論文 憲 A 行 E 民 A 商 D 民訴 E 刑 E 刑訴 C（1840 位）
総合 1916 位
2 回目 短答 144 点（361 位）
論文 発表待ち

2 授業

(1) 自身の勉強

・・・

(2) 改善点

授業に対する態度を決める・ファイリング・復習を必ず行う・まとめノートに書き込む

3 短答

(1) 自身の勉強

教材：短答過去問パーフェクト・判例六法

- ・パーフェクトは肢ごとに解き、◎（二度と解かない問題）、○（正解できたが不安な問題）、△（正解した問題）、×（間違えた問題）のマークを書き、次回解くときには前回△、×を付けた肢の復習をしてから進める 計 3 回
- ・判例六法はパーフェクトを解く際にライン入れ・メモをしておき素読。 計 2 回

(2) 改善点

- ・知識が定着していない段階では問題を解くのではなく、問題を読んですぐ解説を読む。
- ・判例六法へのメモは時間が掛かりすぎる。パーフェクトと判例六法をリンクする必要はなかった。
- ・他の教材の活用

4 論文

(1) 自身の勉強

教材：まとめノート・過去問・答練・問題集・百選

- ・ 1 回目受験時　まとめノート　過去問　答練
- 2 回目受験時　過去問　答練　問題集
- ・ 過去問については 1 回目 2 回目ともすべては解けず。問題集については行政法、会社法、民訴、刑法（途中まで）、倒産法しかできず。
- ・ 問題を解いた後はまとめノートに足りない知識を書き込む。
- ・ 答練を解いた後はルーズリーフに改善点を書き、まとめノートの後ろにつける。

(2) 改善点

- ・ 勉強の量
- ・ 早い段階から過去問を解くべき。知識が足りていないから解かないのは間違い。
- ・ 問題集については各科目 1 冊でいいから複数回解くべき。一回目は問題見て軽く考えた後に解説を読むだけでいい。
- ・ 答案作る際には時間は守って、必ず手書きで。

5 全体について

- ・ 勉強方法は人それぞれ。他者を参考にするのはいいが、比べて不安になる必要はない。
- ・ 残りの日数×一日の勉強できる時間で残りの勉強できる時間を算出。
残りの勉強できる時間を各科目に振り分け。
その時間内でできることを決める。
- ・ 勉強の量、「Study plus」。

6 本番

- ・ 失敗することは想定しておく。失敗しても引きずらない。

以上

司法試験合格体験報告

報告者 満村 和樹

【自己紹介】

2015 年 9 月、半年間の留年の後、京都大学法学部を卒業。

2016 年 4 月、大阪大学高等司法研究科に既修者として入学。

2018 年 3 月、同研究科修了。

同年 5 月、平成 30 年度司法試験受験。

同年 9 月、平成 30 年度司法試験合格。

(2 年次前期の成績は学年の半分ちょい下くらいの微妙な滑り出し。その後ももともと低調なモチベーションが急に上がってくることはなく 3 年後期に入るまではだらだらとロー生生活を送る。参考までに、3 年後期に入るまでの授業以外での勉強時間は(予習も含めて)3、4 時間くらい。3 年後期から司法試験までは 5、6 時間くらい。)

【はじめに】

- ・この時期(9 月～10 月頃)の情報収集の重要性

→①司法試験に向けた刺激として、②勉強方法や直前期の過ごし方等の参考として

- ・情報収集量はできるだけ多い方がいい理由

→①合格者の共通項を感じ取れる、②自分に合った(自分が納得できる)勉強方法や生活スタイルの情報に出会う確率が増える

⇒僕は去年のこの時期にいい情報をたくさん得られて、モチベーションが上がるとともに、自分に合った無駄のない勉強法を作り上げていった。その結果、短期決戦を実現できた。

【ゼミについて】

そもそもゼミによる効用の 7、8 割は「ペースメイク」と考えていた。

- ・できるだけ少人数で(3、4 人がベスト)

自分が主体的に参加できて、やっていて楽しい状態じゃないとストレスになるだけ。

- ・できるだけ短時間で

4 時間も 5 時間もかけるようなゼミでは疲れるし「ペースメイク」にもなりにくい。

- ・無理に成績のいい人と組もうとしない

優秀者とゼミを組んだところで自分が金魚のフンでは意味が無い。自分も主体的になれる相手かどうか、気が合う相手かどうか、ゼミでの勉強方針が共感できるかが重要。

- ・人の答案を読まない、読んでもらわない

だいぶん賛否両論あると思うが、僕はこの時間をかなり無駄と思って削っていた。上位

合格答案や参考答案を読んで内省することを最重要視。上位合格答案についてゼミ仲間と大雑把に話し合ったりはした。

- ・ゼミの内容はひたすらそこで答案を書くこと

最も「ペースメイク」としての機能を発揮できるのはこれ。一人じゃ答案なかなか書かない、書いたとしてもな—な—で時間過ぎても OK とかしちゃうことを防げる。

【個別の勉強方法について】

- ・短答（個人成績、憲法 46 / 50 点、民法 51 / 75 点、刑法 46 / 50 点、総合 143 点）

なんだかんだで直前期のラスト 3 ヶ月くらいに問題集 3、4 周できれば 130～140 点くらいはとれる。それまでは 1 周のスピードを上げるための作業と割り切った（肢別なら見なくていい肢を切っていく。択一六法なら新司で出た肢をマークして情報一元化）。

新司の肢しか見ない→旧司、オリジナルに手を出せば 1 周のスピードが落ちる、知識がぼやっと広がるだけで洗練されない。

憲法・民法は完全整理択一六法（LEC）、刑法は肢別（辰巳）。

民法は直前期に 2 周半くらいしかできず本番もふるわず。

- ・論文

知識は誰もが知っておくべき基礎を固めることに徹してもいい（それすら固まってない層は結構いる）。

あとは答案の練習。基礎知識から本番の事案に応じてロジカルで説得的な文章を書けるということがすごく重要。

全科目共通してやったこと 新司法試験の過去問演習（H25～29 年ほぼ 1 周ずつ）

伊藤塾のペースメーカー論文答練

趣旨規範ハンドブック（辰巳）で直前ドーピング

民法 旧司の過去問（読み物としてまわしていく）

千葉先生の民法応用 4 の問題（似た問題がでた）

会社 ロースクール演習会社法

民訴 旧司の過去問

憲法 憲法演習ノート（学者の答案がみれる）

行政 事例研究行政法

刑法 刑法事例演習教材

刑訴 旧司の過去問

選択 知的財産法演習ノート

以上

1 幾何学（学問）に王道なし

プトレマイオスがユークリッドに「幾何学を学びたいのだが、この教科書を読むよりも簡単な方法はないのか」と訊ねたことがきっかけで、有名な一節が生まれたとされています。ユークリッドはこう答えました。「幾何学（学問）に王道なし」、と。ユークリッドは、学問を体得するのに簡単な方法などないと、王様に向かってはっきりと明言したのです。それでは、ユークリッドは、どのように学んでいくのがよいと王様に教えたのでしょうか？その教科書を読む以外に道はないと示唆したのでしょうか？幾何学は難しいといったのでしょうか？

ところで、私たちがユークリッドに「司法試験に合格したいが、どうやったら簡単に通ることができるか」と訊ねたら、彼はどのような返事をしてくれるのでしょうか？彼は「司法試験に王道なし」と答えるのでしょうか？司法試験の勉強が学問的側面しか持っていないのであれば、彼はそのように答えざるを得ないでしょう。しかし、司法試験の勉強には、「試験」としての側面もあります。もしかすると彼は、後者の側面との関係では「いい方法があるよ」と答えてくれるかもしれません。学問の目的は真理への到達、試験の目的は合格だからです。試験には一定の基準があるからです。

「いい方法」とはなんのでしょうか。万人に当てはまるものなどおそらくありません。皆さんが自分自身で見つけていくしかないと思います。こうした過程は、さながら自分探しの旅と似ているのではないのでしょうか。皆さんは、自分自身の能力がどのような環境や方法によって最も伸びるかを知っているのでしょうか？孟母三遷とはよくいいますが、大人であってもそれは変わりません。もしもこのようなことを考えたことがないのであれば、ぜひこの司法試験という機会に考えてみてください。私たち合格者の話も、そうした「自分の力を伸ばすことのできる状態」を発見する一助となるに過ぎません。それを知るのは、生涯を通じた財産です。自分の能力を最大限伸ばしていく方法が見つければ、あとはその方法を信じて実践していくことです（柔軟さを忘れずに）。たとえその方法が周りとは全く異なるものであったとしても気にすることはありません。

2 司法試験における三種の神器

抽象的な話ばかりもつまらないでしょうから（私は大好きなのですが）、司法試験の勉強における、いわゆる最大公約数とは何なのかについて、私なりの感覚を伝えたいと思います。最大公約数とは、つまり受験者であれば誰もが実践すべき共通の事柄です。

- ① 条文
- ② 基本書
- ③ 判例

間違いなくこの三つだと思います。みなさんはこう思いませんか？そんなの何度も聞いた

ことがある！と。けれども、ここに挙げた三つは、やはり何より大切です。問題は、これら三つに対してどのように接するか、比喩的に言えば「どのように消化するか」にあります。なお、③については、調査官解説を参照することを強く勧めます。司法試験の対策のためにはもちろんのこと、法律を深く理解するためにも、調査官解説は欠かせません。

全てを指摘し尽くすことはとてもできないのですが、例えば①について。私からすると、条文をただ漫然と（何ら目的を持たず、と言い換えてもいいかもしれません。）読んでいる人がとても多いように思います。第一、「及び・並びに・又は・若しくは」の使われ方を正確に理解すること（例えば借地借家法6条参照）。いろはのいです。第二、みなさんは株式会社と「役員」との関係と聞いて（会社法330条）、あるいは「供述録取書等」と聞いて（刑訴316条の15第1項5号）、それが何なのかが正確にわかりますか。条文は、それを実際の事案に対して適用することができて、はじめて意味を持ちます。適用できないのであれば法律家ではありません。適用するための大前提は、そこに書かれている言葉の意味がわかることです。第三、法律関係を証する書面については証書真否確認の訴えを提起することができますが（民訴134条）、では、「兄弟姉妹末永く仲良く暮らすように」と書かれた遺言書についてこの訴えを提起することができるのでしょうか？それができるかは、「法律関係を証する文書」を当該文書の記載内容を踏まえて判断するのか、記載内容を離れて当該文書の一般的性格から判断するのか、このいずれによるかで決まります。どちらが適切でしょうか。それを決めるための重要な要素が、どうしてこのような条文が設けられているのか、この設例に則していえばどうして証書真否確認の訴えが特に許容されているのかです。確認の訴えの許容性と密接に関わることも明らかです。文言解釈が法律家の基礎であることはいうまでもありません。判例も、上記文言の解釈を行いました。文言解釈を施した判例は、この意味でとても大切です。難しい議論についていくためには、ここで紹介した要素などを確実に押さえていなければなりません。

②については、多言を要しないでしょう。基本書なくして上達はありえません。ただ、いつも「書」であるとは限りません。私は、法学教室や警察学論集などの連載を好んで使っていました。自分に合った基本書を見つけること、これもとても大切な能力だと思います。みんなが使っているからといって、その教材が必ずしも自分にフィットするわけではありません。

③について。判例の勉強とは、判旨を覚えることではありません。どのような事案において、どのような点を解決するため、どのような理由を述べて（あるいは、刑法でよくあるように、特に理由を述べないで【こうしたときに調査官解説がとても生きてきます】）、どのような結論を導いたかを理解することだと思います。より理解を深めたい場合は、主論と傍論の区別や、法理判例・事例判例・場合判例の別、判例の射程なども考えてみることです。皆さんの多くは、クロロホルム事件を知っていると思います。第三要件は「時間的場所的接着性」とよくいわれますね。では、クロロホルム事件では、第一行為と第二行為の間に、時間としてどのくらいの、距離としてどのくらいの乖離（及び事情）があった

のでしょうか。判例規範を実際の事案に当てはめる場合、「さじ加減」がとても重要になります。「第一行為と第二行為の間には、時間として1時間、距離として5kmしか乖離がないため、時間的場所的接着性が認められる」という答案と、「クロロホルム事件では・・・で時間的場所的接着性が肯定されている（敢えて答えは書きません。）ので、それよりも乖離の程度の低い本件でもこれは肯定される」という答案があったとしましょう。司法試験委員会はどちらの答案を高く評価するのでしょうか？

①ないし③の勉強を自分の可処分時間やライフスタイルとの関係でうまく実践していくことが「最大公約数」なのではないのでしょうか。そして何より、勉強を楽しみ、勉強できる喜びを噛みしめることです。好きこそものの上手なれ、楽しければ自ずと力はつきます。

3 択一勉強の重要性と直前期の勉強について

前置きを一つ。今回の私の報告のすべてにかかることですが、勝てば官軍です。司法試験に合格すればそこでの方法が一つのサクセスストーリーとなるわけですが、それが皆さんにとって適切かどうかは別問題です。

択一勉強の重要性についてですが、これは個々人にとってその重要性が異なることはいうまでもありません。私は論文と択一が有機的に関連していると感じていました。説得力のある論文を書くためには、条文と判例の知識や理解が不可欠であり、そこをしっかりと理解していれば択一はある程度できるはずです。他方、択一に通らなければ話にならないという意味での重要性は、誰にとっても共通だと思います。この観点について私は以下のように思っていました。勉強を継続する中で択一の過去問を解いて7から8割程度の正答率が得られない場合、「司法試験委員会の求める勉強」からずれている可能性が高い、と。条文と判例の正確な理解があれば、7割を下回ることはないでしょう。

次に、直前期の勉強について。これも人それぞれでしょう。普段と違うところがあるとすれば、精神面と肉体面の管理を特に意識しなければならないといったところでしょうか。

1、自己紹介

氏名：中川善弘（なかがわよしひろ）、今年 34 才になります。

2008 年 同志社大学商学部卒業

2008 年～2015 年 都市銀行に新卒で入行、約 7 年間勤務（個人営業や、法人向け融資業務等を担当していました）した後、法科大学院入学のため退社

2015 年 大阪大学法科大学院（未修）入学

2018 年 大阪大学法科大学院卒業、司法試験合格

* 法科大学院入学までに法律の勉強経験はなく、2015 年 4 月の大学院入学の 1 カ月前に、初めてポケット六法を購入した、いわゆる【純粹未修】者です。

* 司法試験の選択科目は【労働法】です。

2、短答式の勉強の重要性とその方法

①：短答の位置付け

司法試験は、論文 8 科目＋短答で構成されており、短答の配点は論文 1 科目分です。つまり、短答は「会社法や民訴、刑訴等と同様の配点がある重要な科目」と位置付けることができます。また、毎年受験者の約 30%が、短答の得点で足切り不合格となっています。

これらの状況を踏まえると、短答は、「足切りにかからないことは最低ライン」だが、それでは足りず、「合格者平均点は確保して、論文にビハインドを与えない」、「短答が得意であれば、合格者平均点以上を確保して短答で論文をカバーする」という位置付けが求められる科目と言えます。

②：取るべき目標点

上記①を前提とした場合、短答で目指すべき得点は、「140/175」つまり、8 割です。これは、平成 30 年司法試験では 669 位の結果です。私は、この得点の確保を目標として、短答の勉強をしていました。実際の司法試験の短答の結果は「137/175」と目標に 3 点届きませんでした、ほぼ近い結果であり、短答でビハインドを負わなかったことが、合格に大きく繋がったと考えています。

③：私の短答の勉強法

辰巳法律研究所が出版している【過去問パーフェクト】を、3 年生の春から「1 日 20 問、民法の回の時は 30 問」とルールを決め、朝方に必ず解く様にしていました（このルールの中で、可能な限り何周も繰り返します）。

直前期になるまでは、時間は気にせず、丁寧に解くことを意識していました（解説はすべて目を通し、そこで出てきた条文は、必ず 6 法で引き、論文にも生かすことを意識する等）。ただ、直前期には、模試等で「時間を計って解く」ことの練習にシフトしました（な

ぜなら、特に民法の時間が足りないからです)。そこで、「民法は取りやすい家族法と相続法から解く」等、いくつかのマイルールを作って、本番で解き切ることが出来る様に準備をしました。

3、3年生に向けての直前期の対策

私は、直前期を理由に、特に論文については勉強法を変えることはしませんでした。ですので、タイトルと少し合いませんが、私の勉強法（問題集等を含む）とその理由をご紹介します。

①：私の勉強法

「とにかく基礎を重視し、情報を一元化するためにまとめノート（P Cで常に加除修正可能なもの）を作成する」ことを行っていました。私は、予備校等に行ったことがないので、授業として教わることが出来るのは、ローの授業がすべてでした。ローの授業で大変なのは、「基礎と応用の境目の判断が難しいこと」、及び同じ科目でも教える先生が異なるため、「新しい情報」と「一度、他の授業聞いた情報」が、常に混在することでした。授業毎にノートを分けると、引出がバラバラになり、上手く知識がまとまりません。

そこで、科目毎の一元化ノートを作成し、新しい情報が入った場合には新ページを作成する、一度聞いた所は、「分かって無かった」と思われる部分を加除更新する形で、まとめノートを完成させていきました（何度も出てくる所が、特に基本事項で重要との位置付け。これが加除されることにより、基礎知識の理解が深まる）。

このまとめノートは、1年生から作成しており、日々充実に努め、定期試験や模試、司法試験といった試験の直前に、P Cから紙ベースに打出をし、このノートの内容を暗記するというのが、私の勉強法です。

②：問題集

問題集については、とにかく基礎を重視したいので、各科目「ローブラ」が中心でした。難しい教材に手を出さないことだけを意識していました（例えば、佐久間先生他4人の共著の「事例から民法を考える。通称ピンク本」など。良い本と評価も高いですし、実際にこなすことが出来れば、大きく力は付くのですが、私にはレベルが高すぎました）。

次に、事例研究系のはやりの問題集は、一人の普段勉強では使わず、ゼミで「やろう」となった限度で解くこととし、そこでは、「あてはめ」を特に意識して解答していました（規範はローブラで自主学習していますが、それではあてはめの機会がないので、事実認定を重視するということです）。

③：直前期に勉強法を変えない理由

上記の様に、短答については少しテクニック的な部分がありますので、勉強方法を変更していますが、論文については、「今までの勉強法」継続をとにかく意識していました。

なぜなら、過去問分析や採点実感読み込みの結果、「司法試験に応用は求められていない」と考えたからです。司法試験の過去問を解くと、必ず未知の問題や応用が含まれています。

一見、これらが出来たか否かに目が行きがちですが、これらは合否に直結するものではなく、もっと「誰でも知っている論点」をきちっと書けたかが、合否を分ける試験と考えたからです。ですので、難問に目が行き、勉強スタイルを変えることの方がリスクと考え、論文は「とにかく基礎。自分が知らない論点が出た場合、それは応用で、誰も基本解けない。この場合、3段論法だけ外さず、趣旨から書いて部分点狙い。これで十分」との思考方法でいる様にしました（今年の試験でも私は触れられない、分からない論点が複数出ましたが、現に合格しているので、この考え方は合っていたのかなと考えています）。

4、終わりに

勉強スタイルは、人によって様々です。今回の話を聞いても、「分かる」と思う人もいれば、「そうじゃない」と思う人もいます。それが普通です。ただ、大事なことは「早く自分の勉強スタイルを確立する」ことだと思います。

みなさんの「スタイル確立」に、私の勉強方法が、1つでも参考なれば幸いです。みなさんの司法試験合格をお祈りしております。

以上

司法試験合格体験談

既修・4回目合格 森田一成

勉強法について

・論文

結論として私が最終的にやっていたことは法科大学院入試と同じです！法律論を予備校ベースのレベルでいいのである程度理解(全てではなくていい)し、論点に対する論証を覚え、それを問題との関係で引き出せるように問題を解きまくる。ただそれだけでした。安心してください。

・短答

短答は毎日条文を少しずつ素読しながら、過去問を何度も解き、間違った問題はストックして何度も解けるようにしました。その際、自分の自信度を丸・三角・バツでメモしておいて丸なのに間違ったやつは勘違いしているので特に復習するといった具合です。

教材について（論文）

教材については、合格者の方のほとんどがおっしゃると思いますが、対象は絞ってください！私の場合は、全法趣旨規範ハンドブック（辰巳法律研究所）を使っていました。私は合格した年、基本書はほとんど見ませんでした。わからないことは基本的に先生に聞きにいきました。それくらいです。理解したことはそこに書き加えて、論証は上手い書き方を再現答案から見つけて貼ったりして原型はとどめていませんでしたがあくまで予備校の本です。予備校本なので余計なことはほぼ書いていません。これを何度も読み返して、あとは過去問・答練を受け続けるのみです。特に高度なことは一切しませんでした。

1科目につき基本書が2冊以上ある方は危険な傾向にあると思ってください。特に私のように成績がふるっておられない方は即座に勉強方針の見直しが必要だと思います！！現時点で読者の方はいくつ論証を言えるでしょうか。いくつ民訴法の概念の定義を言えるでしょうか。いくつ刑法各論の保護法益と構成要件が言えるでしょうか。この機会に受験勉強との距離をご自身でチェックされるといいと思います。

最後に

私は4度目の受験でようやく合格しました。複数回受験だからこそたくさん反省して、ああでもないこうでもないと考えました。最終的に行き着いたのが上記のようなシンプルな勉強でした。最後に私が1つ確実に言えることは、在学生の皆様は今から努力すればみなさん合格の実力が十分あるということです。諦めなければ必ず合格できます！頑張ってください。

以上

今の自分の課題に向き合う

既修 三角真理子

私は3回目の受験で合格しました。1回目の受験での失敗を踏まえて、2回目、3回目の受験で課題にしたことを書きたいと思います。

2回目の受験時の課題

在学中から1回目の受験にかけては、問題を読んで解答筋を知ろうとするだけで、覚えるべきことを覚えるという意識が決定的に欠けていました。基礎的な定義や論証を覚えていなければ答案は書けないので、まずはこれらを覚え直すことが課題になりました。また、私は自分がどの程度論点を網羅できているか把握できていませんでした。そこで、過去問や問題集などを1つつぶす度に、出てきた論点をまとめノートなどで確認し、覚える作業をしていきました。

3回目の受験時の課題

3回目受験の時は、論証は覚えたものの、時間配分がうまくできず論証を書ききれなかったという反省点が出てきました。そこで、自分が書ける答案の枚数に合わせて論証を短く調整していくことが課題となりました。また、採点項目を意識できていなかったという反省もあり、答案に盛り込む要素を増やすよう意識しました。その他、書きたいことを全て書いては必ず時間切れになることから、腹八分目の論述を心がけました。

以上のように、年によって自分の課題は変わっていきました。今の自分の課題を見極めて、一つ一つ対策していけば、必ず合格できると思います。真剣に勉強されている皆さんが、1年でも早く合格できますよう、心から願っています。

完璧を求めない

水谷昌義（未修） 受験回数2回

私は昨年不合格に終わってからの約半年間、「落ちない答案を書く」ということを徹底しました。このために実践した2点を記載させていただきます。

1点目は、自分の実力を客観的に知ることです。私は落ちてすぐ十数人の合格者からアドバイスをもらい（当時の精神的苦痛は筆舌に尽くし難いものでしたが、得られたものも計り知れなかったです）、自分の客観的な弱点を知ることと専念しました。これにより、自分では伝わると書いていた論証が冗長で伝わっていない、という論文試験では根本的な弱点が判明しました。これを克服すべく、論証はコンパクトにまとめたものを作成して隙間時間で諳んじつつ、声に出しながら最速で書くという訓練を繰り返し行いました。

2点目は、司法試験で問われていること、他の合格者の力量を知ることです。これを把握できる最良の教材は司法試験過去問とその出題趣旨、採点実感です。特に採点実感では、各出題趣旨毎の受験者の出来が掲載されているため、合格者であればどこまで出来てどこからは出来ず合否に影響しないのかを知ることができます。これを頼りに、論点発見段階の点、記述段階の点での合否の境目はどこにあるのかを意識して学習することが出来ました。その結果、今年度のように憲法や刑法で出題傾向が変わっても、司法試験委員が問うているであろうこと、合格者がパニック状態の中でも落としてこないであろうところを意識して冷静に問題と向き合い、答案を漏れなく書くことができました。

以上が一年前不合格に終わってしまった私の実情と照らして、最も役立った意識であったと感じる点です。この体験談は個人的な意見にすぎませんが、皆様の今後の学習の一助になれば幸いです。皆様のご武運お祈り申し上げます。

司法試験合格体験談

既修 岡野棕介

「敵を知り己を知る」

私が司法試験に向けて行った対策は、過去問を解いて「敵」を知り、その過程で自分に何が足りないかを分析して「己」を知り、その不足分を補う勉強をするというものです。

司法試験合格が目標である以上、その過去問を解いてどういう出題傾向にあるのかを知ることが、今後の勉強方針を定めるうえで当然必要であると思います。私の場合は、友人からの誘いもあり、ロースクールに入学した4月の後半から民法・刑法の過去問を解く自主ゼミを始め、ロースクール2年目の12月頃には平成18年度試験から平成29年度試験までの検討を終えました。過去問検討は、出題の趣旨・採点実感・成績上位者の再現答案を参考にして議論し合いました。

そして、過去問を解いていく中で自分の答案の弱点を知り、その弱点を克服する勉強が必要となります。自分の弱点の分析に関しては、自主ゼミや授業の提出課題などを通じて他人から自分の答案について意見をもらうとともに、自分の答案と他人の答案を比較してみることにより、自分の答案の特徴を知るようにしました。私の場合、時間内に答案を作成しきれないことが多かったのですが、その原因を分析し、答案構成を段落ごとの内容まできっちり決めることと、基本的事項の内容をいつでも引き出せるように整理しておくことを意識して勉強したことで時間内に答案をまとめられるようになっていきました。

本番における体調、緊張、体力、集中力も自分の特徴のひとつなので、それらも含めて本番の試験に向けて自分に足りない部分を補っていくことが大切だと思います。